

令和4年6月10日

会員各位

つ商工発第19号
つくば市商工会
会長 櫻井 姚
(公印省略)

「足場の組立て等作業主任者技能講習」開催のご案内

労働安全衛生法の規定に基づいて、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く）、張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業については、登録教習機関が行う技能講習を修了した者のうちから、作業主任者として選任することが義務づけられています。

つきましては、下記要領により、技能講習を開催いたします。ぜひこの機会に受講をお願いします。

記

1. 受講資格（満18歳以上からの経験）

- ①足場の組立て・解体、又は変更に関する作業に満18歳から3年以上従事した経験を有する者。
- ②学校教育法による大学、高等専門学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上足場の組立て・解体又は変更に関する作業に従事した経験を有する者。

2. 講習日時及び会場・定員

- ①日時 令和4年7月21日（木）～22日（金）
1日目（学科）8：30～17：00 定員40名（定員になり次第締切ります）
2日目（学科）8：30～15：40 （2日間：学科13時間・修了試験1時間）
- ②会場 つくば市商工会 谷田部会館（つくば市谷田部 5655-6）

3. 受講料及びテキスト代 ※つくば市商工会の会員はテキスト代を免除（受講料のみ）

- 全科目 9,680円（受講料：8,000円 テキスト代：1,680円）

4. 受講申込みに必要な書類

※申込書は、つくば市商工会ホームページからダウンロードしてください。

- ・受講料
- ・受講申込書（写真貼付・押印したもの）
- ・証明写真計2枚（うちは1枚申込書に貼付）
〔証明写真〕サイズ 縦3.0cm×横2.4cm裏面に氏名を記入したもの

5. 注意事項

- ・日本語の講義及び学科試験を行いますので、対応（理解、読み書き等）できる方が対象です。
- ・申込書を基に修了証を作成しますので、戸籍に記載された氏名を正確に記入してください。
- ・不鮮明な写真では、修了証には反映されません。写真の貼付けは、両面テープを推進します。

6. 修了証の交付

技能講習修了後、法令に定める修了試験を行い、合格者に対しては修了証を交付します。

7. 受講当日の持ち物

- ・受講票（初日に配布）、テキスト（初日に配布）、筆記用具（鉛筆・消しゴム）、昼食、
- ・本人確認書類の写し
運転免許証・健康保険証・住民票・マイナンバーカード・住民基本台帳・パスポート
※外国籍の方は「特別永住者証明書」または「在留カード」の写しが必要です。
- ・（労安全衛生推進会茨城教育センターで交付した技能講習カードの修了証を取得されている方は、受付時に提出して下さい。1枚にまとめます。

8. 人材開発支援助成金

講習終了後2ヶ月以内に支給申請手続きを「茨城労働局職業対策課 建設分野の助成金担当」（029-224-6219）まで行って下さい。

9. 申込み受付先

つくば市商工会（茨城県つくば市筑穂 1-10-4 大穂庁舎 2 階）電話 029-879-8200

（注）収納した受講費用は、理由のいかんにかかわらず返金いたしません。

整理の都合上、当日及び電話による受付はいたしません。

10. 講習時間及び講習科目

	時 間	講習時間	昼休み・休憩	科 目
第 1 日 目	8:30～ 8:40	10分		オリエンテーション
	8:40～11:50	3時間	休憩10分含 昼休み50分	作業の方法に関する知識
	12:40～17:00	4時間	休憩10分含	作業の方法に関する知識
第 2 日 目	8:30～11:40	3時間	休憩10分含 昼休み50分	工事用設備・機械・器具・作業環境等に関する知識
	12:30～14:00	1.5時間		作業者に対する教育等に関する知識
	14:10～15:40	1.5時間		関係法令
	15:50～16:50	1時間		修了試験

11. 講師

茨城労働局長登録教習機関（登録第56-2）

株式会社安全衛生推進会茨城教育センター

〒310-0846 茨城県水戸市東野町291-19

電話 029-291-6221 FAX 029-353-7915